

Ⅲ 長期プラン

1 第3次再整備プランの進捗状況について

長期プランは、平成26年度から20年間の再整備の考え方を施設分類ごとに示したものであり、第3次再整備プランの期間内には、長期プランについても検討を進めています。各施設の事業は、検討の進捗等により、第4期短期プランの対象事業へ移行します。(表Ⅲ-1-1参照)

表Ⅲ-1-1 第3次再整備プランの進捗状況

	施設種類	進捗状況等
(1)	市民センター	<p>老朽化が進むとともに手狭な状況であった辻堂市民センターの再整備を行い、令和3年に供用を開始しました。また、同様に老朽化が進んでいた善行市民センターの再整備については、健康プラザ棟を令和4年に供用開始しました。</p> <p>鶴沼市民センターについては、地域住民との意見交換を行うなど、基本・実施設計に向けて検討を進めています。</p>
(2)	地域市民の家	<p>藤が岡市民の家について令和3年度に複合施設「藤-terria」に移転したほか、同年度に藤沢石原谷市民の家について耐震強度不足に伴う機能回復のため再整備を行いました。また、令和4年度に「地域コミュニティ拠点施設のあり方方針」を改定し、老朽化が進む市民の家について今後の再整備の考え方などを更新しました。</p>
(3)	公民館	<p>第3期短期プラン実施事業に位置づけられた村岡公民館等再整備事業において、実施設計業務が完了しました。</p>
(4)	市民図書館・市民図書室	<p>総合市民図書館、辻堂市民図書館、湘南大庭市民図書館については、利用者サービス維持のため、必要性や優先度の高いものから施設修繕を実施していきます。OUR Project（生活・文化拠点再整備）における南市民図書館再整備及び各館の適正配置や機能、役割分担の見直しを検討します。</p>
(5)	スポーツ施設	<p>施設の老朽化に対する部分修繕を実施するとともに、秋葉台公園、石名坂温水プール及び八部公園の劣化度調査を行いました。あわせて、スポーツ施設の再整備の検討に向けた基礎調査を行いました。</p>
(6)	高齢者支援施設	<p>老人福祉センターについては、利用者数が減少傾向にあることや高齢者のライフスタイルの変化及び施設の維持管理・運営に係るコスト縮減を踏まえ施設のあり方について検討を進めています。</p> <p>老人憩の家については、「善行老人憩の家」と「長後老人憩の家」の立地や利用状況などを踏まえ、施設利用団体と協議調整を引き続き行っていきます。</p>
(7)	障がい者支援施設	<p>太陽の家については老朽化が進んでおり、「公共施設の安全性の確保」と将来を見据えた障がい児者を取り巻く課題解決を図る観点から、再整備について継続して検討しています。また、再整備に当たっては、周辺施設の機能集約・複合化に加え、整備手法、民間活力の導入についても並行して検討しています。</p> <p>旧ふれあいセンターについては、令和4年度に解体を完了しました。今後、敷地内にある雑水槽排水のためのポンプの配管について、近隣地調査を実施します。</p>

(8)	青少年施設	施設の老朽化に対する計画的な修繕を実施しています。 また、「OUR Project（生活・文化拠点再整備）」では、藤沢青少年会館の再整備を進めています。 「少年の森管理棟再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。
(9)	放課後児童クラブ	「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、放課後児童クラブの整備を進めました。 2021年（令和3年）4月：大道小学校区放課後児童クラブ整備（藤が岡二丁目地区再整備） 2022年（令和4年）4月：鵠南小学校区放課後児童クラブ整備（鵠南小学校等再整備） 2023年（令和5年）4月：石川小学校区放課後児童クラブ整備（環境事業センター再整備（南北収集事務所統合整備）） 2026年（令和8年）4月：鵠洋小学校区放課後児童クラブ整備予定（鵠沼保育園等再整備）
(10)	保育所	「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、再整備等を進めました。 「鵠沼保育園等再整備事業」は、令和6年度中に新園舎での供用を開始し、その後、現園舎の解体並びに外構工事等を行います。「善行保育園、善行乳児保育園等再整備事業」は、実施設計と並行して埋蔵文化財発掘調査を実施しています。
(11)	環境事業センター	環境事業センターについては、北部収集事務所に南部収集事務所を統合し、また、石川小学校区新設放課後児童クラブも併せて複合化し、令和5年2月から供用開始しています。
(12)	廃棄物等処理施設	平成28年4月策定の「藤沢市焼却施設整備基本計画」に基づき、DBO方式により北部環境事業所新2号炉の整備を行い、令和5年4月から供用開始しています。 石名坂環境事業所に関しては、令和4年3月策定の石名坂環境事業所整備基本構想に基づき、令和6年度から基幹的設備改良工事を行っています。 「北部環境事業所1号炉再整備」及び「北部環境事業所し尿処理施設再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。
(13)	市営住宅	「藤沢市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、外壁等改修工事、エレベーター更新工事を行い、市営住宅の長寿命化を図りました。また、耐用年数が近づく直接建設型市営住宅については、人口推計等に基づく市営住宅の将来的な需要を推計し、再整備方針の検討を行いました。 「市営住宅再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。
(14)	消防署等	辻堂市民センター再整備（南消防署辻堂出張所（第10分団）等） ⇒（市民自治部所管）令和3年8月完成、供用開始。 村岡公民館等再整備（第6分団） ⇒（生涯学習部所管）令和5年に着工。第6分団については、令和6年着工。 南消防署本町出張所（第9分団）再整備 ⇒令和5年中に仮設庁舎を建設し移転。令和6年に現在の庁舎を解体、令和9年中の供用開始予定。
(15)	学校施設（小学校・中学校・特別支援学校）	第3期短期プランにおいて、実施事業に位置づけられた3事業のうち「鵠南小学校等再整備」は、再整備を終え、令和6年9月に供用開始しています。

		<p>「鵠沼中学校再整備」は、当初の計画から一部変更を行い、令和8年度から建設工事に着手し、令和10年度の供用開始を目指し事業を進めていきます。「辻堂小学校再整備」は、令和10年度の供用開始を目指し事業を進めていきます。</p> <p>第3期短期プランにおいて、検討事業に位置づけられた5事業のうち「鵠洋小学校再整備」、「片瀬小学校再整備」については、学校施設再整備第2期実施計画を踏まえ、第4期短期プランにおいて実施事業に移行するとともに、「明治中学校再整備」、「藤沢小学校再整備」及び「明治小学校再整備」については、引き続き検討事業に位置づけます。</p>
(16)	保健医療関連施設	<p>令和5年度に藤沢市保健所・南保健センターの建物調査を実施し、耐用年数に基づく修繕推奨項目等が抽出されました。建物全体の状態は良好ですが、空調設備については、保守や部品交換の対応が終了しているため、早めの更新をするよう指摘がありました。</p> <p>保健医療センターは平成6年度の開設から約30年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、電気設備や給排水設備、空調中央監視装置、駐車場についても再整備していく必要があります。</p> <p>大庭台墓園の既存立体墓地は平成7年度の供用開始後、市民の墓地需要にあわせて、普通納骨壇、集合納骨壇及び合葬納骨壇を順次増設し、整備を進めてきました。近年のペースで新規使用者が増加した場合、令和6年度までに墓所が不足する状況が見込まれたことから、将来の市民の墓地需要に継続して応えるため、新立体墓地と合祀墓の一体的整備について設計業務を進めてきましたが、建設資材の高騰等の影響により建設費用が増大したことから、一体的整備を中断し、既存立体墓地合葬納骨壇からの改葬先となる合祀墓のみの建設へ計画を変更しました。</p> <p>「藤沢聖苑再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。</p>
(17)	産業・観光関連施設	<p>第3期短期プランにおいて実施事業に位置づけられていた江の島サムエルコッキング苑については、再整備を終え、令和4年11月に供用開始しています。</p> <p>令和6年度に、平成29年度策定の片瀬漁港関連施設の機能保全計画の改定を予定しています。改定にあたっては、これまで当該計画の対象外施設としていた荷さばき施設及び製氷貯氷施設の機能保全のためのガイドラインを、令和2年度に水産庁が策定したことを踏まえ、両施設の機能保全に関する内容を新たに規定し、この計画に基づき片瀬漁港関連施設全体の長寿命化に向けた整備を進めていきます。</p>
(18)	公園施設	<p>老朽化の進む公園のトイレ及び管理事務所の改築について、優先度を決定した上で、令和3年度に片瀬山公園トイレの改築工事を実施しました。</p> <p>第3期短期プランにおいて実施事業に位置づけられていた鵠沼海浜公園再整備については、再整備を終え、令和6年6月に供用開始しています。</p> <p>『藤沢市生物多様性地域戦略』の重点プログラムである「生物多様性センター機能の構築による連携、つながりの創出」を具現化した施設として、長久保公園に「生物多様性センター」を、遠藤笹窪谷公園に「生物多様性サテライトセンター」を令和5年度に開設しました。</p>

		「長久保公園みどりの相談所再整備」を第4期短期プランの実施事業に位置づけます。
(19)	教育関連施設 (学校施設を除く)	<p>ハヶ岳野外体験教室については、「建物等診断書・修繕計画書(2021年～2031年)」に基づき、優先順位をつけた修繕を行っています。</p> <p>教育文化センターについては、老朽化が進んでいることから各施設及び空調機器などを改修中です。</p>
(20)	市庁舎	<p>再整備済みの本庁舎及び分庁舎等については、整備時に作成した中長期修繕計画に基づき、設備維持管理を実施しています。</p> <p>令和4年度に市に移管された防災センターについては、移管時において築20年経過していることから、令和5年度に空調等設備の工事設計委託を実施しています。</p>
(21)	その他施設	—
(22)	市民病院 〔特別会計施設〕	「藤沢市民病院西館等再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。
(23)	下水道施設 〔特別会計施設〕	<p>「藤沢市下水道総合地震対策計画」に基づき段階的に耐震対策を進め、第3期の期間内である、令和3～5年度においては浄化センター、各ポンプ場の耐震、耐津波診断、改築設計を実施しました。</p> <p>また、気候変動による気象災害に対応するため、「藤沢市雨水管理総合計画」を令和4年度に策定し、計画に基づく浸水対策施設を第3次公共施設再整備プラン、短期プラン実施事業4生活・文化拠点再整備(藤沢市民会館等再整備)において、基本計画に位置づけ、検討委託を実施しました。</p>

2 長期プランの改定について

長期プランは、これまでの施設運営や今後の人口推移、行政ニーズなどを考慮し、平成26年度からの20年間の「施設分類ごとの再整備に向けた方向性」を示したものです。

第4次再整備プランでは、第3次再整備プランの進捗と施設に係る状況の変化、制度改正や新たな個別計画策定等を踏まえて、改訂します。

(1) 施設種類について

市民センターやスポーツ施設など、21の一般会計施設と、市民病院及び下水道施設の2つの特別会計施設を加えた合計23の施設種類を設定します。

(2) 記載内容について

施設種類ごとに、「現状・課題」を踏まえた「公共サービスのあり方」、「当該公共施設の将来的なあり方」を示します。あわせて、第4期短期プラン期間内に進めることを示します。

個別施設を短期プランに掲載する段階では、「当該公共施設の将来的なあり方」を踏まえて、具体的な事業計画を示します。

なお、文化財保護法や都市公園法等により施設整備に制限がある施設についても、個別施設を短期プランに掲載する段階で、制限の範囲内において機能集約、複合化等を検討します。

(3) 長期プランの見直しについて

法改正や法制定などによる国、県の補助等の状況や新たな行政ニーズの発生など、状況の変化に合わせ、内容の更新や短期プランとの整合を図る必要が生じた場合、短期プランの更新時期を捉え、適宜見直します。

3 長期プラン（施設種類別）

表Ⅲ－３－１ 施設種類一覧

施設種類	備考	ページ
(1) 市民センター		P 120
(2) 地域市民の家		P 121
(3) 公民館		P 122
(4) 市民図書館・市民図書室		P 122
(5) スポーツ施設	体育館、プールなど	P 124
(6) 高齢者支援施設	老人福祉センターなど	P 126
(7) 障がい者支援施設		P 128
(8) 青少年施設	地域子どもの家など	P 129
(9) 放課後児童クラブ		P 131
(10) 保育所		P 132
(11) 環境事業センター		P 133
(12) 廃棄物等処理施設		P 133
(13) 市営住宅		P 135
(14) 消防署等		P 137
(15) 学校（小学校・中学校・特別支援学校）		P 139
(16) 保健医療関連施設	保健所など	P 140
(17) 産業・観光関連施設	片瀬漁港関連施設、観光関連施設など	P 142
(18) 公園施設	管理事務所、トイレなど	P 143
(19) 教育関連施設（学校施設を除く）	八ヶ岳野外体験教室、教育文化センターなど	P 145
(20) 市庁舎		P 147
(21) その他施設	(1)から(20)に分類できない施設	P 148
(22) 市民病院〔特別会計施設〕		P 149
(23) 下水道施設〔特別会計施設〕		P 149

(1) 「市民センター」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	・藤沢市市民センター条例
現状・課題	<p>地域コミュニティの希薄化など、様々な地域課題に対して、更なる取組が必要になります。また、デジタル化の進展により市民センターを取巻く環境は、今後、大きく変化していくことが想定されます。</p> <p>また、多様化・複雑化する行政課題に対し、地域での解決力強化への変化を求めるニーズが高まる一方、対応できるキャパシティに限界がある市民センターもあります。</p>
公共サービスのあり方	デジタル化の進展などの社会状況の変化や市域でのバランスを踏まえ、窓口での手続きや地域づくり業務などの行政サービスのあり方について、今後さらに検討を行い、誰もが気軽に立ち寄れる地域住民にとって一番身近な施設を目指します。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	すべての市民センターを対象にE B P Mによる行政サービスのあり方について検討を進めます。
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	市民センターの各施設・設備の老朽化の確認と改築・修繕計画の策定
R 8	改築・修繕計画に則った施設管理
R 9～10	同上

(2) 「地域市民の家」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	・藤沢市地域市民の家条例
現状・課題	全41施設中、旧耐震基準の14施設を含めて、19施設が築40年を超えており、施設の老朽化が進んでいます。また、過去10年間の平均利用率は約20%と低迷が続いていることから、施設ごとに事業継続の必要性を検証した上で、現代のニーズに合った施設へと計画的に更新していくことが必要となっています。
公共サービスのあり方	現代のニーズに合った施設へと計画的に更新していくことによって地域住民による様々な活動の場を継続して提供するとともに、地域市民の家における活動を通して住民同士のつながりを醸成し、地域コミュニティの活性化と持続可能な地域づくりを推進します。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	すべての市民の家
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度までの主な取組	
年度	取組内容
R7	再整備計画・大規模改修の検討
R8	計画に基づく再整備の検討
R9～10	同上

(3) 「公民館」	
令和7年4月1日以降、公民館と市民センターは一体化し、各公民館については廃止します。	

(4) 「市民図書館・市民図書室」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館法 ・ 藤沢市図書館に関する条例
現状・課題	<p>藤沢市においては、4市民図書館11市民図書室が市内全域に配置され、きめ細やかなサービスを行っています。</p> <p>令和4年10月から開始した電子図書サービス、同年11月から開始した市民図書室のオンライン化により、藤沢市図書館において、より効率的・効果的な図書館運営を実施しています。今後は地区の人口動態や利用状況を検証し、地域性を考慮した特徴のある4館11室のあり方を検討します。</p> <p>また、現在、南市民図書館については、OUR Project（生活・文化拠点再整備）の中で公民連携事業の考え方にに基づき、新しい図書館のかたちを検討していきます。</p> <p>建物の老朽化が進む、総合市民図書館の施設管理や各分館の役割等を含め、藤沢市図書館として総合的な検討を行っていきます。</p>
公共サービスのあり方	<p>様々な世代が訪れ、利用者のライフサイクル・ライフスタイルに合わせた図書館を目指すとともに、ICタグや図書資料の自動貸出・返却機、デジタルアーカイブの導入等、ICTを活用した先進的かつシームレスなつながりを意識した図書館運営、図書館サービスの構築を計画していきます。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南市民図書館、OUR Project（生活・文化拠点再整備）における複合化 ・ 総合市民図書館 <p>令和11年度に向けて総合館機能の移転を視野に入れた執行体制の検討を進めていくとともに、築37年が経過していることを踏まえ、将来的に想定される湘南台エリアの公共施設再整備を</p>

	<p>見据え、施設の複合化等についても検討が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辻堂市民図書館 <p>辻堂・明治両市民図書室、辻堂市民図書館の利用率や施設の老朽化を鑑みながら、施設のあり方を検討する必要があります。今後、辻堂市民図書館の敷地については、公共施設（図書館）用地としての活用、周辺生活環境に配慮する条件での購入（譲渡）となった経過もあり、跡地の活用方法については、慎重な検討を要します。</p>
⑥の選択理由	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南大庭市民図書館 <p>隣接する湘南大庭市民センターの再整備計画に合わせて、湘南大庭地区の人口動態や同館の利用率、施設の老朽化を鑑みながら、図書館施設の形態・規模を含め再整備計画の中で図書施設をどのようにしていくのか検討が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11市民図書室 <p>市民図書室のオンライン化により、引き続き、地区の図書貸出サービスの拠点としての充実を図り、4市民図書館と一緒に「図書館の全域サービス」を推進していく。また、市長部局への移管に伴う施設のあり方についても検討していきます。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7	<p>OUR Project（生活・文化拠点再整備）における南市民図書館の設計の確定及び4市民図書館11市民図書室の適正配置や機能、役割分担の見直し</p> <p>図書館サービスにおけるICT化への計画の策定</p>
R8	<p>4市民図書館11市民図書室の適正配置や機能、役割分担の見直し</p> <p>図書館サービスにおけるICT化への計画の策定及び段階的な取組</p>
R9	<p>4市民図書館11市民図書室の適正配置や機能、役割分担の見直し</p> <p>図書館サービスにおけるICT化への段階的な取組</p>
R10	同上

(5) 「スポーツ施設」													
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市秩父宮記念体育館条例 ・ 藤沢市石名坂温水プール条例 ・ 藤沢市スポーツ広場条例 ・ 藤沢市都市公園条例 												
現 状 ・ 課 題	<p>スポーツ施設については、市民が生涯に渡って多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する基盤となるよう市内における配置状況を考慮し、市域の南部と北部の2箇所には体育館を市域の南部、中部及び北部の3箇所にプールを設置しています。また、市内各所に野球場、球技場及びテニスコートを設置しています。</p> <p>令和5年度に実施したスポーツ施設の再整備の検討に向けた基礎調査での市民アンケートでは、プロ・トップスポーツを身近な場所で観戦できる施設の要望が多く出されるとともに、関連団体へのヒアリングでは、人口に比較して施設数が少ない、施設・設備の老朽化、バリアフリーへの対応、スポーツを長く続けるための身近な活動場所を求める意見が多く出されています。</p> <p>なお、施設については、建設から40年を経過した施設もあり、施設の老朽化や不具合等の問題が発生していることから、長寿命化計画を策定し、計画的に修繕を実施していくとともに、スポーツ施設の再整備検討を進めていく必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設</th> <th>施設名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>・ 秩父宮記念体育館 ・ 秋葉台文化体育館</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>・ 秋葉台公園屋内・屋外プール ・ 八部公園屋内・屋外プール ・ 石名坂温水プール</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>・ 八部野球場 ・ 葛原スポーツ広場野球場 ・ 女坂スポーツ広場野球場 ・ 天神スポーツ広場野球場 ・ 辻堂南部公園野球場 ・ 桐原公園野球場</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>・ 八部公園テニスコート ・ 西浜公園テニスコート ・ 遠藤公園テニスコート ・ 辻堂南部公園テニスコート ・ 湘南台公園テニスコート</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>・ 秋葉台公園球技場 ・ 女坂スポーツ広場球技場 ・ 引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	施設名称	体育館	・ 秩父宮記念体育館 ・ 秋葉台文化体育館	プール	・ 秋葉台公園屋内・屋外プール ・ 八部公園屋内・屋外プール ・ 石名坂温水プール	野球場	・ 八部野球場 ・ 葛原スポーツ広場野球場 ・ 女坂スポーツ広場野球場 ・ 天神スポーツ広場野球場 ・ 辻堂南部公園野球場 ・ 桐原公園野球場	テニスコート	・ 八部公園テニスコート ・ 西浜公園テニスコート ・ 遠藤公園テニスコート ・ 辻堂南部公園テニスコート ・ 湘南台公園テニスコート	球技場	・ 秋葉台公園球技場 ・ 女坂スポーツ広場球技場 ・ 引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場)
施設	施設名称												
体育館	・ 秩父宮記念体育館 ・ 秋葉台文化体育館												
プール	・ 秋葉台公園屋内・屋外プール ・ 八部公園屋内・屋外プール ・ 石名坂温水プール												
野球場	・ 八部野球場 ・ 葛原スポーツ広場野球場 ・ 女坂スポーツ広場野球場 ・ 天神スポーツ広場野球場 ・ 辻堂南部公園野球場 ・ 桐原公園野球場												
テニスコート	・ 八部公園テニスコート ・ 西浜公園テニスコート ・ 遠藤公園テニスコート ・ 辻堂南部公園テニスコート ・ 湘南台公園テニスコート												
球技場	・ 秋葉台公園球技場 ・ 女坂スポーツ広場球技場 ・ 引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場)												
公共サービスのあり方	<p>「藤沢市スポーツ都市宣言」の理念である健康で豊かなスポーツライフの実現を目指し、サステナビリティに施設を運営していくため、長寿命化計画に基づいた計画的な修繕、維持管理を実施していくことで利用者が快適に運動できる環境を整えていきます。また、「する」スポーツとして様々なスポーツが体験できる施設、「みる」スポーツとしてプロスポーツなどを身近な場所</p>												

	で観戦できる施設など、スポーツによるまちづくりの一助となるようなスポーツ施設の再整備の検討を行います。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	—
⑥の選択理由	基礎調査や劣化度調査の結果を踏まえ、各施設の長寿命化や再整備、再編計画について検討していきます。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	劣化度調査の実施及び長寿命化計画の策定 部分修繕の実施 スポーツ施設再編に係る基本構想策定に向けた諸課題の整理
R 8	長寿命化計画に基づく整備 スポーツ施設再編に係る基本構想策定
R 9	同上
R 10	長寿命化計画に基づく整備 スポーツ施設基本計画策定

(6) 「高齢者支援施設」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 ・藤沢市老人福祉センター条例 ・藤沢市生きがい福祉センター条例
現 状 ・ 課 題	<p>老人福祉センターは、超高齢社会の進展とともに、高齢者の生きがいと健康づくりの拠点施設として、市内北部・中部・南部に各1館設置しています。しかしながら、国の施策においても、高齢者が徒歩でも参加できるような範囲で、小規模（地域の縁側など）に集う場を数多く進めていく方向になっています。これを踏まえ、老人福祉センターなどの大規模な施設のあり方については、施設の統合や機能の整理を含め総合的に検討する必要があります。</p> <p>①市内中部にある「やすらぎ荘」については、1969年（昭和44年）の供用開始から55年以上経過しており、建物の老朽化に加え、現在の耐震基準未対応であること、バリアフリー未対応であることが課題となっています。</p> <p>②市内南部にある「湘南なぎさ荘」については、1991年（平成3年）から供用を開始し、築30年以上経過しています。施設本体の給排水・空調設備機器などが耐用年数の経過に伴う更新時期を迎えています。当該機器はいずれも建物の地下階に設置されており、更新を行う場合に建替えと同規模の工事が想定されています。</p> <p>③市内北部にある「こぶし荘」については、1999年（平成11年）から供用を開始し、築20年以上経過しています。築年数は他の2センターと比べ、浅いですが、施設の修繕箇所が増加傾向にあります。</p> <p>老人憩の家は、1975年（昭和50年）に長後地区及び善行地区に建設された、高齢者の健康増進や学び・集う場として設置された無料で利用できる施設です。各施設の立地状況など違うことから、それぞれの特性などを踏まえて、運営団体や利用者等に理解を得ながら、今後のあり方について検討が必要となります。</p>
公共サービスのあり方	<p>一人一人自分らしい時間の過ごし方が尊重され、関わりすぎずかつ寄り添った支援があり、万一という時の困りごと等に相談ができる身近な居場所があること。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む）

	■ ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名 及び具体策	②③⑤老人福祉センターについては、引き続きあり方について検討し整理を進めます。また、善行老人憩の家は建物の老朽化が進んでいることや、類似した機能を持つ善行団地集会所が隣接していることなどを踏まえ、運営委員会と調整をしながらあり方について検討し整理を進めていきます。
⑥の選択理由	⑥長後老人憩の家は、善行老人憩の家と同時期に建設されていますが、付近に公的施設がなく、損耗個所の修繕による対応を行いつつ、現状の体制を維持するものです。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7	⑤⑥施設再整備の方向性確定
R8～10	未定

(7) 「障がい者支援施設」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふじさわ障がい者プラン2026 ・ 太陽の家（心身障がい者福祉センター） 条例
現 状 ・ 課 題	<p>現在、指定管理者、庁内関係各課と運営方針等を検討していますが、方針が決定するまでの間についても、障がい者支援施設としての運営はしているため、安全に利用していただくためにも、施設修繕等を含めた施設管理を適正に行っていく必要があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>重度の障がい児者及びその家族が安心して利用でき、レスパイトケアも担える施設、サービスを提供すること。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>庁内検討中</p>
⑥の選択理由	<p>—</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	<p>運営方針の検討 庁内検討 1 関係各課との協議・調整 2 指定管理者との協議</p>
R 8～10	<p>同上</p>

(8) 「青少年施設」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市立児童館条例 ・ 藤沢市青少年会館条例 ・ 藤沢市地域子どもの家条例 ・ 藤沢市子どもの居場所づくり推進計画(令和7年度に改定予定) ・ 藤沢市子ども・若者共育計画
現 状 ・ 課 題	<p>地域子どもの家は、地域における子どもたちの遊びの拠点として、自由にのびのびと遊べる場所としての機能を備え、現在、18施設を設置しています。築年数が30年経過した施設も複数あり、老朽化した施設の再整備とともに、当該施設が未設置の小学校区では、子どもの居場所づくりの整備が課題となっています。また、「地域の子どもは地域で育てる」を理念に地域の方々に運営から見守りまでを行っていますが、担い手不足が生じています。</p> <p>児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、子育て中の親子や青少年活動団体などの活動の場として、平成9年度から地域子どもの家が未設置である5小学校区で整備し、同じ敷地内には創作活動室や相談室、放課後児童クラブ等が併設されています。</p> <p>藤沢青少年会館は、青少年に学習と活動の場、居場所等を提供することを目的として、1971年(昭和46年)に開設し、1996年(平成8年)に現施設に移転しました。集会室や体育室等において青少年向けの事業や居場所の提供を行い、多くの青少年等に利用されています。</p> <p>辻堂青少年会館は、青少年に健全な余暇活動の場等を提供することを目的として、1963年(昭和38年)に開設し、集会室や和室等が利用されていますが、建築から約60年を迎え、施設の狭小と老朽化が課題となっています。</p>
公共サービスのあり方	<p>子どもや子育て世代の親子に安全・安心して遊べる場を提供するとともに、青少年の健全育成に資する活動を支えます。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止(民間へのサービス移管を含む) <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討(民間へのサービス移管を含む) <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>湘南台子どもの家・片瀬子どもの家・羽鳥子どもの家・鵜沼子どもの家・大越子どもの家・大庭子どもの家・六会子どもの家・長後子どもの家・鵜南子どもの家・八松子どもの家・秋葉台子どもの家・高谷子どもの家・俣野子どもの家・本町子どもの家・村岡子どもの家・中里子どもの家</p> <p>大鋸児童館・辻堂児童館・鵜洋児童館・辻堂砂山児童館・石川児</p>

	<p>童館 藤沢青少年会館・辻堂青少年会館</p>
⑥の選択理由	<p>地域子どもの家及び児童館は、地域に慣れ親しみ、子どもの成長過程において住民とともに一緒に育んできた施設として認知されており、住民協力の上で、企画・運営が成り立っている。そのため、老朽化を理由に一概に再整備で拠点の移転や複合化することに馴染まないものがあり、現状の体制を維持していく必要がある。また、辻堂青少年会館については、仮設用地・複合化等の検討を経て、整備に向けた見通しが立った段階で公共施設再整備プランの短期プランに位置づけ、整備を進める。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7	修繕計画に基づき、順次大規模修繕工事を実施
R8～10	同上

(9) 「放課後児童クラブ」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・新・放課後子ども総合プラン ・放課後児童対策パッケージ ・藤沢市子どもの居場所づくり推進計画(令和7年度に改定予定) ・藤沢市放課後児童クラブ整備計画 ・藤沢市子ども・若者共育計画
現 状 ・ 課 題	放課後の待機児童解消のため、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、放課後児童クラブの整備を進めています。人口の増減、保護者の就労状況、各小学校の施設内容や学校周辺の公共施設の状況など様々な視点から検討を進めています。
公共サービスのあり方	小学校内に設置できるよう検討を行いますが、小学校周辺における公共施設再整備の際には新設・移転も合わせて検討します。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	放課後児童クラブ
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	令和6年度中に策定される「藤沢市子ども・若者共育計画」に基づき、整備方針を検討。
R 8～10	同上

(10) 「保育所」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市保育所条例 ・ 藤沢市子ども・若者共育計画
現 状 ・ 課 題	<p>保育ニーズの対応や保育施設の安全性の確保及び保育環境の向上を図るため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とした「藤沢市子ども・若者共育計画」を策定し、再整備等の取組を進めます。</p>
公共サービスのあり方	<p>多様化する保育ニーズへの対応、特に支援を必要とする児童が増加しており、これに対応する職員の育成や、地域における保育施設との連携・支援など、市全体の保育サービスの向上を図る役割を担う必要があります。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>⑤明治保育園及び小糸保育園</p> <p>「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」では、「建物の老朽化や地区の待機児童の状況等を鑑み、今後の施設のあり方を検討」としており、現時点では⑤に該当します。しかし、就学前児童数の減少が進む一方で、保育ニーズは高い状況にあり、「藤沢市子ども・若者共育計画」に基づいて、再整備の方針も含め、改めて検討の必要があると認識しています。検討の結果次第では、第5次公共施設再整備プランにおいて、短期プランの実施事業に位置づける必要があると考えています。</p>
⑥の選択理由	<p>藤沢保育園及び湘南台保育園については、仮設用地等の検討を経て、整備に向けた見通しが立った段階で、公共施設再整備プランの短期プランに位置づけ、整備を進めます。</p> <p>高山保育園及びまたの保育園については、現時点で具体的な整備計画はありませんが、今後検討していきます。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	「(仮称) 藤沢市子ども・若者共育計画」運用開始
R 8～10	未定

(11) 「環境事業センター」	
<p>環境事業センターについては、北部収集事務所に南部収集事務所を統合し、また、石川小学校区新設放課後児童クラブも併せて複合化し、令和5年2月から供用開始しています。</p>	

(12) 「廃棄物等処理施設」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ・ 藤沢市焼却施設整備基本計画 ・ 石名坂環境事業所整備基本構想 ・ 湘南東ブロックし尿処理広域化方針
現 状 ・ 課 題	<p>廃棄物等処理施設は、中間処理施設として、破碎及び資源化を行うリサイクルプラザ藤沢と焼却を行う石名坂環境事業所及び北部環境事業所の3施設があります。また、北部環境事業所内にはし尿処理施設が1施設あります。最終処分施設としては、谷根最終処分場、長後中分最終処分場、葛原最終処分場、葛原第二最終処分場及び女坂最終処分場の5施設があり、合計で9施設です。</p> <p>順次老朽化してくる、各処理施設の更新または延命化の計画を、財源確保や建設用地の確保も含め長期的視点に立ち策定する必要があります。</p> <p>し尿処理施設に関しては、令和5年3月に策定された湘南東ブロックし尿処理広域化方針により、北部環境事業所において、し尿処理の広域化及び施設の集約化が示されたため、汚泥再生処理センターとして整備計画を策定する必要があります。</p> <p>埋め立て処分が完了した最終処分場4施設については、廃止に向けて維持管理をしています。現在、埋め立てが行われている女坂最終処分場については、適正な維持管理と延命化を図っていく必要があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>従来の廃棄物の適正処理だけではなく、ごみの減量化や資源化を促進する循環型社会の形成に資することに加えて、発電によるエネルギー供給や災害時対応など SDGs や地域循環共生圏の構築に資する中核的施設としての役割を明確化していきます。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む）

	■ ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名 及び具体策	—
⑥の選択理由	<p>一般廃棄物の処理は市町村に処理責任があることから、一般廃棄物の処理施設は公共施設として維持しなければならないことから施設の廃止は困難である。また、破碎・資源化する施設及び埋立可能な最終処分場は市内で1施設であること及び藤沢市が南北に長く、ごみの収集効率を考慮すると南北にそれぞれ1施設ずつ焼却施設を設置することが効率的であることから、機能集約化も困難である。</p> <p>以上から現状の体制を維持していくもの。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	藤沢市焼却施設整備基本計画改定（1年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画策定 北部環境事業所（し尿処理施設）土壌汚染調査 仮設し尿処理施設賃貸借（1年目）（期間：令和7年度～令和13年度）
R 8	藤沢市焼却施設整備基本計画改定（2年目） 仮設し尿処理施設賃貸借（2年目）
R 9	北部環境事業所1号炉生活環境影響調査（1年目） 北部環境事業所1号炉発注支援業務（1年目） 既存し尿処理施設解体工事（1年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設発注支援業務（DBO方式の場合）（1年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設設計委託（公設の場合） 仮設し尿処理施設賃貸借（3年目）
R 10	北部環境事業所1号炉生活環境影響調査（2年目） 北部環境事業所1号炉発注支援業務（2年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設発注支援業務（DBO方式の場合）（2年目） 既存し尿処理施設解体工事（2年目） 仮設し尿処理施設賃貸借（4年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設生活環境影響調査

(13) 「市営住宅」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅法 ・ 藤沢市市営住宅条例 ・ 藤沢市市営住宅等長寿命化計画（令和2年3月策定） ・ （仮称）藤沢市市営住宅マネジメント計画（令和7年度策定予定） <p>…「藤沢市市営住宅等長寿命化計画」を見直すとともに、市営住宅の再整備計画を包含した内容に改定する。</p>
現 状 ・ 課 題	<p>【現状】</p> <p>公営住宅法施行令に定められた耐用年数70年を令和16年度に迎える直接建設型の市営住宅があることや、その他の住宅も老朽化が進んでいます。</p> <p>また、市営住宅の運営管理について、平成18年度から指定管理制度を導入していますが、公営住宅法の規定により、本市が低廉な家賃で賃貸し、または転貸することが法で定められているため、民間事業者等の創意工夫により、収益性を高め、委託料の削減につなげるなどの取組みが難しい状況にあります。</p> <p>【課題】</p> <p>直接建設型市営住宅の更新時期と借上型市営住宅の賃貸借契約期間が満了することから、公営住宅の将来需要を基にした管理戸数の適正化と建替え等にかかる費用の財政平準化が課題となっています。</p> <p>また、入居者の利便性と事業の収益性を高めるため、PPP／PFIなどの事業手法を検討する必要があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>近年、市営住宅は低額所得者向け住宅としての機能だけでなく、住みやすさ、暮らしやすさ、地域とのつながりなど、多様な機能が求められています。</p> <p>そのため、市営住宅には、地域をどのようにしたいかといったビジョンとともに、多様な機能を資するサービス・コンテンツにより、今後のエリア価値の向上を目指すことが必要となります。その手法として、民間活力等を活用した施設整備を行い、建替地エリアの価値向上を目指します。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>②同一機能の機能集約を検討</p> <p>次の対象住宅について、解体・集約を検討します。集約先につ</p>

	<p>いては、余剰敷地の広い市営住宅を検討いたします。</p> <p>【対象施設予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷ヶ原住宅A・B号棟：2棟 48戸（経過年数60年） ・古里住宅1～16号棟：16棟 440戸（経過年数57年） ・滝ノ沢住宅1～6号棟：6棟 150戸（経過年数48年） ・遠藤第二住宅1～14号棟：14棟 234戸（経過年数49年） <p>※対象住宅は、今後の検討により変更になることがあります。</p> <p>※経過年数は、令和6年度末で各住宅の最も古い経過年数を記載しております。</p> <p>【具体策】</p> <p>旧耐震基準である渋谷ヶ原住宅A・B号棟、古里住宅、滝ノ沢住宅、遠藤第二住宅を対象に、住宅の解体・集約を検討いたします。その解体・集約に当たり、公営住宅の将来需要を基に、財政平準化の観点から、公営住宅の耐用年数である70年に到達する前に再整備の前倒しを図る必要があると考えます。</p> <p>③他の機能と複合化について</p> <p>他公共施設との複合化を検討するとともに、入居者だけでなく近隣市民のための住みやすさ、暮らしやすさ、地域とのつながりの向上にも資するような民間施設との複合化をイメージしています。</p> <p>【具体策】</p> <p>まちづくりの観点から、その手法として、民間活力等を活用した施設整備を検討し、PPP/PFIで事業化を検討します。</p>
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市市営住宅等長寿命化計画を改定し、（仮称）藤沢市市営住宅マネジメント計画を策定（直接建設型の再整備・長寿命化、借上型市営住宅の返還等の方針）
R8	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅のあり方検討について、庁内調整（複合化対象検討把握） ・事業予定地の有効活用に関するサウンディングの実施
R9	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の策定
R10	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備計画を策定する事業者の公募・選定

(14) 「消防署等」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法 ・藤沢市消防本部等設置条例 ・消防力の整備指針（平成12年1月20日施行 消防庁） ・藤沢市消防力の整備指針（令和5年4月改正）
現 状 ・ 課 題	<p>旧耐震基準で建築されている消防庁舎については、大規模震災時における安定した消防力確保のためにも早期の再整備が必要です。</p> <p>「将来人口推計」や「昨今の複雑多様化する災害」に鑑みると、今後も「2署12出張所1分遣所1救急ワークステーション31分団」という現状の体制は、市民の安全・安心を確実に守るためには必要であるが、可能な限り、消防団器具置き場や市民センターと消防庁舎の合築など関係部署と連携し、機能集約・保有量削減については模索をしていきます。</p> <p>また、設備等に不具合がある庁舎が多く、計画的に改修工事を進める必要があることから庁舎の現状を「見える可」するための劣化度調査等を行い、優先順位を明確にしつつ、庁舎の予防保全を進める予定です。</p> <p>将来を見据えると、人口増加のピーク以降も高齢化の進行が見込まれており、救急需要はさらに高まることが予測されるとともに、119番通報の増加なども懸念されます。</p> <p>そのため、救急隊の配備増強も視野に入れた救急体制や令和14年のシステム全更新を控える指令体制などの総合的な消防体制の充実強化を図る必要があることから、施設整備に合わせ検討をしていきます。</p>
公共サービスのあり方	<p>消防庁舎については、市民の安全・安心を守る地域防災拠点であり、安定した消防力を発揮するため、適正な維持管理、計画的な改築が求められます。</p> <p>また、市民が常に「守られている」と安心感が得られるような、親しみやすい消防庁舎の整備を意識し、地域に溶け込む施設とし、「開かれた消防行政」を推進する必要があります。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	消防署所と消防団器具置き場の複合化 消防庁舎（署所及び消防団器具置き場）と市民センター等の合築
⑥の選択理由	現状の災害対応能力を減じさせることはできないため、2署12

	出張所1分遣所1救急ワークステーション31分団の現状体制は、維持する必要があります。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7	<p>検討事業を進めるために仮設用地の検討を継続して進めるとともに、他の改築整備を進める手法についても調査を行っていく。</p> <p>「劣化度調査」の結果に基づき、庁舎改修の優先順位を明確にし、修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。</p>
R8～10	同上

(15) 「学校施設（小学校・中学校・特別支援学校）」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法 ・藤沢市学校設置条例 ・藤沢市立学校施設再整備基本方針 ・藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画
現 状 ・ 課 題	<p>小学校が35校、中学校が19校、特別支援学校が1校、合計で55校あります。このうち、建築後40年以上が経過している校舎棟を保有する学校が41校、屋内運動場を保有する学校が38校あり、施設の老朽化が進んでいます。施設の安全性を確保するため、再整備を計画的に進めていくことが重要です。</p> <p>プールにおいても校舎棟や屋内運動場同様、老朽化が進んでおり、継続的な使用ができなくなるおそれがあることから、学校プール集約化に関する方針を令和4年度末に策定しました。学校間共同利用・市営プール活用・民間プール活用、それぞれの手法で水泳授業ができるか検討し、プール集約化を図っていきます。</p> <p>児童生徒数は、今後減少していくことが見込まれていますが、現在、過大規模となっている学校が2校、児童生徒数の一時的な増加への対応として、仮設校舎を設置している学校が14校あります。小学校における少人数学級の段階的な実施は令和7年度までですが、今後も、一部の学校で教室不足が見込まれています。</p> <p>一方、児童生徒数の減少により小規模となる学校が増える見込みもあり、学校規模の格差により、教育活動における一定の質の維持に課題が生じています。</p>
公共サービスのあり方	義務教育施設として引き続き、現状のサービスを維持し続け、子どもたちが安全・安心して過ごせる施設としていく。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>②学校適正規模・適正配置の検討による将来的な統廃合を検討。</p> <p>③児童の居場所づくりとなる放課後児童クラブ等のスペースの確保を検討。</p>
⑥の選択理由	義務教育施設として引き続き、現状のサービスを維持し続ける必要がある。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7～R10	学校施設再整備基本方針及び学校施設再整備第3期実施計画（令和8年～令和12年）、見直し作業

(16) 「保健医療関連施設」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市保健所及び保健センター条例 ・ 藤沢市斎場条例
現 状 ・ 課 題	<p>藤沢市保健所・南保健センターは、開設より18年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。適切かつ効率的な修繕等を図るため、令和5年度に建物調査を実施し、修繕推奨項目が洗い出されました。特に空調設備は、部品交換の対応が終了しており、壊れた場合には全体更新を要する状態となっています。照明設備についても、令和9年末までに蛍光灯の製造が終了することから、計画的な更新を進める必要があります。</p> <p>また、立地から塩害や水害を受けやすいため、減災を怠らず建物の長寿命化を図れるような運営を行う必要があります。</p> <p>保健医療センターは開設から約30年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいるため、市民が安全に利用できるように予防保全を進める必要があります。</p> <p>大庭台墓園では、新規貸付墓地の終了が見込まれていることから、合葬納骨壇の再募集や新たな墓地形態の導入も含め、今後の墓地運営継続のための収入確保策を検討する必要があります。</p> <p>また、大庭台墓園管理事務所は開設から40年以上が経過し、施設・設備の経年劣化が見られることから、施設の全面的改修が必要であると考えています。さらに、同敷地に立地する市斎場も同時期開設の施設であることから、施設リニューアルと機能スリム化についても検討の余地があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>現状において両施設は医療及び福祉に関する総合的な市民サービスを提供している。</p> <p>保健所・南保健センターは地域保健法において規定された施設であり、本市の公衆衛生の向上と増進を図る為に必要不可欠の施設である。</p> <p>保健医療センターについては市民の生涯にわたる健康を守るため、同施設内で幼児健診などを実施しており、市民の健康増進に寄与する施設であり、現時点では現状を維持する施設であるととらえている。</p> <p>大庭台墓園については、本格的な多死社会を迎える中、今後も継続して市民の墓地需要に応じていく必要があるため、新たに供用開始を予定する合祀墓に加え、社会情勢を踏まえた新たな墓地形態の検討・導入を進めることが必要と捉えており、管理運営手法の検討も含め、収入・支出のバランスを図りながら公共墓地として健全な運営を継続させていく必要があります。</p>
当該公共施設の	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約

将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	—
⑥の選択理由	<p>保健所・南保健センターは地域保健法において規定された施設です。また、公衆衛生や医療及び福祉に関する総合的な市民サービスを提供しているため、現状維持と判断しました。</p> <p>保健医療センターは市民の生涯にわたる健康を守るため、同施設内で幼児健診などを実施しており、市民の健康増進に寄与する施設であるため現状維持と判断しました。</p> <p>墓地や遺骨に対する意識の変化が進む可能性はあるものの、今後多死社会が本格化する中で、公共墓地の必要性は継続または一定程度高まると見込まれるため。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	受変電設備改修工事、駐車場舗装改修工事（保健医療センター） 空調設備更新工事設計委託（保健所） 合祀墓建設工事及び運用開始（大庭台墓園） 墓地に対する市民意識調査の実施（大庭台墓園・斎場）
R 8	照明 LED 改修工事（保健医療センター） 令和5年に実施した建物劣化度調査から令和6年度に策定した「藤沢市保健所・南保健センター修繕計画」に基づく施設の整備（保健所） 空調設備更新工事設計委託、照明設備 LED 化（保健所） 新たな墓地形態の導入検討（大庭台墓園） 大庭台墓園管理事務所及び藤沢市斎場の整備方針の検討（大庭台墓園・斎場）
R 9	自動制御リモート装置1更新工事（保健医療センター） 令和5年に実施した建物劣化度調査から令和6年度に策定した「藤沢市保健所・南保健センター修繕計画」に基づく施設の整備（保健所） 空調設備更新工事（保健所） 新たな墓地形態の導入準備（大庭台墓園） 大庭台墓園管理事務所及び藤沢市斎場の整備方針の検討（大庭台墓園・斎場）
R 10	自動制御リモート装置2更新工事（保健医療センター） 令和5年に実施した建物劣化度調査から令和6年度に策定した「藤沢市保健所・南保健センター修繕計画」に基づく施設の整備（保健所） 空調設備更新工事（保健所） 新たな墓地形態の導入（大庭台墓園） 大庭台墓園管理事務所及び藤沢市斎場の整備方針の検討（大庭台墓園・斎場）

(17) 「産業・観光関連施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市片瀬漁港管理条例 ・ 片瀬漁港関連施設の機能保全計画 ・ 藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例
現 状 ・ 課 題	<p>「地域経済を循環させる」ことを基本目標として、産業基盤の整備を進めるとともに、地産地消の推進により都市農業と水産業を守り育ててきました。</p> <p>片瀬漁港関連施設については、平成19年3月の供用開始から年月が経過し、機器の老朽化による機能低下が進んでおり、機能保全計画に基づく適切な維持管理をする必要があります。また、観光関連施設については、国内外からの観光誘客をさらに進め、「選ばれ続ける観光都市」としての整備を進めていきます。</p>
公共サービスのあり方	<p>片瀬漁港関連施設は、本市の漁業を支える重要な施設ですが、近年、漁業者の高齢化や水揚量の大幅な減少が懸念されており、将来的には漁港の施設や用地の有効活用の検討が必要となることが想定されます。このことを踏まえ、水産業振興や地域活性化のために、将来を見据えながら、適切な維持管理により漁港施設の長寿命化を図り、継続的に使用する必要があります。</p> <p>観光関連施設については、国内の人口減少に伴い観光需要も減少が懸念される中、「選ばれ続ける観光都市」であるため、共創する観光を具現化し、経済活性化のみならず、関係人口の創出や、シティプロモーションの推進拠点として機能するような有効利用が期待されています。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	—
⑥の選択理由	施設機能として、統廃合に馴染まない施設であるため。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	令和6年度に策定を予定している機能保全計画に基づく適切な維持管理を実施
R 8～R 10	同上

(18) 「公園施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市都市公園条例 ・ 藤沢市公園施設長寿命化計画 【生物多様性関連】 ・ 藤沢市生物多様性地域戦略（生物多様性基本法） ・ 藤沢市緑の基本計画（都市緑地法）
現 状 ・ 課 題	<p>公園のトイレ及び管理事務所は設置後30年以上経過しているところが多く、老朽化が進んでいるため、改築について平成23年度から公園施設長寿命化計画に基づき優先度を定めて順次進めており、引き続き、改築や修繕等に係る経費を縮減する取組により、効果的な施設管理を行っていく必要があります。</p> <p>また、令和6年度からの次期指定管理の更新により、公園のトイレについては、指定管理者による管理となることから、民間事業者によるノウハウを活かしながら、維持管理等にかかる経費節減等を図る必要があると考えます。</p> <p>【生物多様性関連】</p> <p>生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けて、生物多様性センター（長久保公園）を拠点に、三大谷戸（川名清水、石川丸山、遠藤笹窪）（生物多様性サテライトセンター）と連携したネットワーク機能を構築するため、各谷戸の特性やボランティア活動団体等の意向を踏まえ、「川名清水」及び「石川丸山」に必要な機能等の検討を行う必要があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>公園のトイレについては、施設を整備・改築するだけでなく、利用状況等にあわせたトイレの清掃や点検の実施、ベビーシートの設置等、公園利用者が安心して利用できるよう、きめ細やかなサービスの提供が必要であり、今後は、指定管理者と連携を図りながら、より効果的な維持管理に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>【生物多様性関連】</p> <p>生物多様性センター及びサテライトセンターを中心とした行政、市民活動団体、大学等の各ステークホルダー間で連携したマルチパートナーシップを構築します。また、指定管理者と連携した市民ニーズを捉えた講習会・自然観察会等の普及啓発活動を推進します。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む）

	■ ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名 及び具体策	—
⑥の選択理由	<p>公園のトイレについては、近隣公園等の比較的大規模な公園に設置しており、機能集約や複合化の計画はないため。</p> <p>【生物多様性関連】</p> <p>生物多様性センターを拠点に、同サテライトセンターと連携したネットワーク機能を構築するため、引き続き、各谷戸の特性やボランティア活動団体等の意向を踏まえ、「川名清水」及び「石川丸山」周辺に必要な機能等の検討を行うものです。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	<p>指定管理者と連携した維持管理の実施</p> <p>【生物多様性関連】</p> <p>自然環境実態調査等を踏まえた石川丸山谷戸の保全手法の再検討</p> <p>関連事業の進捗を注視した中での川名清水谷戸の保全</p>
R 8～R 1 0	同上

(19) 「教育関連施設」(学校施設を除く)	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例 ・ 藤沢市教育文化センター設置条例
現 状 ・ 課 題	<p>八ヶ岳野外体験教室については、開室から30年以上が経過し、各所に経年による劣化や気象条件等による損傷が散見されますが、指定管理者が令和3年3月に作成した「建物等診断書・修繕計画書(2021年～2031年)」に基づき、優先順位をつけた修繕を行うことにより、安全確保及び建物の延命を図っています。</p> <p>教育文化センターについては、ハード面では老朽化から雨漏り、断水などが発生しており、空調機器等にも各種不具合が例年見られる状況です。</p>
公共サービスのあり方	<p>八ヶ岳野外体験教室については、自然の中で宿泊しながら学び体験できることを、学校の児童生徒のみならず、様々な社会教育団体や市民が利用し享受できるようにすることで、本市に関係する人々のウェルビーイングに貢献する。</p> <p>教育文化センターについては、藤沢市における教育を充実させるために、予想困難な現代に求められている資質・能力の育成を行っていき、学習指導要領の目標である「生きる力」を育むための授業等、時代に即した研究や研修等を用意するとともに、刊行物等を通して藤沢市の教育について、市民にもより分かりやすく発信していく。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止(民間へのサービス移管を含む) <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討(民間へのサービス移管を含む) <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>【教育文化センター】</p> <p>教員の負担が増加し、子どもの多様性に寄り添い藤沢市の教育水準を確保するため、教育施設の体制維持は必要となります。一方で、公共施設再整備プランに基づき、現在と同じ機能を維持する以外に、現在地に学校施設等を含めた複合施設とすること及び別の施設等への機能の移転も検討する必要があります。いずれの場合も、主に専門図書室や理科研修等の管理場所の確保、教員研修に関して人数及び移動距離、利用頻度に適している研修場所が確保できているかが重要となります。</p>
⑥の選択理由	<p>【八ヶ岳野外体験教室】</p> <p>児童生徒が豊かな自然の中で集団生活や野外体験を通して心身を鍛え、もって健全な人格を形成していくための教育施設とし</p>

	て維持する必要があります。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7	施設全体の老朽化を確認し、適切な支出による改修を行う。（八ヶ岳野外体験教室） 施設全体の老朽化を確認し、適切に修繕等を行う。（教育文化センター）
R8～R10	同上

(20) 「市庁舎」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	・劣化診断の長期整備計画
現 状 ・ 課 題	再整備済みの本庁舎及び分庁舎等については、整備後おおむね10年目に一部設備の交換対応等を予定しているため、財源確保が課題です。 防災センターは、2002年に建設以降、電気機械等設備の更新がなされていないため、老朽化が進んでおり、早急な対応が必要になっています。
公共サービスのあり方	市庁舎の再整備事業においては、将来も見据える中で、本庁舎、分庁舎及び防災センターの近接する3つの庁舎を活用することとしました。 今後も当面は、社会情勢の変化に伴う機能縮小の想定がないことから、「人・環境にやさしい市民に親しまれる庁舎」として、市直営により適切に管理運営します。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	—
⑥の選択理由	当面は、社会情勢の変化に伴う機能縮小の想定がないため
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	防災センター非常用自家発電設備改修工事 設備のオーバーホール
R 8	防災センター受変電設備改修工事
R 9	防災センター空調等設備改修工事（第一期） 通信指令室、各サーバー室
R 1 0	防災センター空調等設備改修工事（第二期） 執務室・共用部等

(21) 「その他施設」	
施設の設置に関連する法令・整備計画等	—
現状・課題	<p>自転車駐車場、防災備蓄倉庫及び公衆便所など、(1)から(20)の施設種類（特別会計施設を除く。）に分類できない施設を「その他施設」として分類しています。</p> <p>これら施設については、個々に利用状況などの現状及び課題を把握していきます。</p>
公共サービスのあり方	<p>「その他施設」については、施設設置目的が限定された専門的な施設が多いことから、個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、公共サービスのあり方について検討を行います。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>「その他施設」については、施設設置目的が限定された専門的な施設が多いことから、個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、機能集約、複合化、統廃合について検討を行います。</p>
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度までの主な取組	
年度	取組内容
R7～R10	未定

(22) 「市民病院」	〔特別会計施設〕
「藤沢市民病院西館等再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。	

(23) 「下水道施設」		〔特別会計施設〕
施設の設置に関連する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市公共下水道事業計画 ・ 藤沢市下水道総合地震対策計画 ・ 藤沢市雨水管理総合計画 ・ 下水道施設再構築基本方針（策定中） 	
現状・課題	<p>南部処理区は昭和30年、東部処理区は昭和52年に下水道事業を着手しており、ストックマネジメント計画に基づいて処理場・ポンプ場の老朽化が進行している箇所から改築事業を進めています。</p> <p>しかし、改築事業を進めるに当たり、耐震化・耐津波化や耐水化の各特定計画との整合を図りながら対策する必要があることから、技術的・物理的課題の抽出等を行い、処理区・排水区の再編成及びポンプ場の統廃合やネットワーク化等の抜本的な対策について検討し、再整備を進める必要があります。</p>	
公共サービスのあり方	<p>都市における生活環境を改善し、浸水を防除するとともに、海や川の水質を保全するなど、市民の暮らしや都市機能、水環境を守るために欠かすことのできない生活基盤である下水道を次世代に引き継ぎ、快適で安全、安心な市民生活を守り、地球環境の保全、都市の成長を目指します。</p>	
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持 	
①～⑤の施設名及び具体策	<p>施設の耐震、耐津波、耐水化につきましては、各計画等に合わせ、機能集約、他の機能との複合化を視野に入れた検討を行い、事業を進めます。</p> <p>また、施設規模の最適化、施設の再構築について検討を進め、令和7年度に本市の下水道施設再構築についての基本方針を定め、その後、基本方針に基づき「下水道施設再構築計画」を策定し、事業を継続的に進めていきます。</p> <p>また、神奈川県が策定した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき関連市町と連携をしていきます。</p>	
⑥の選択理由	記載なし	

令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R7	下水道施設再構築基本方針策定
R8	
R9	下水道施設再構築計画策定(令和10～14年度)
R10	